

## II 美術史の研究において

ニコル・クーリジ・ルマニエール Nicole Coolidge Rousmaniere

英国セインズベリー日本藝術研究所所長、東京大学大学院人文社会系研究科客員教授（2006–2009）。日本、および欧米で多くの展覧会を企画し、展覧会図録を編纂する。著書には、*Crafting Beauty in Modern Japan* (British Museum Press, 2007)、*Kazari: Decoration and Display in Japan, 15th-19th Centuries* (British Museum Press, 2002) など。陶磁器を軸に土偶から東西交易、現代の展覧会までと、研究対象は古今東西に幅が広い。

北米の学者が直面する問題は、ヨーロッパの研究者が経験するものと共通している。私はアメリカで生まれ育ったが、英国セインズベリー日本藝術研究所の所長とし、欧米・日本で行われた展覧会にキュレーターとして参加する機会に恵まれ、その展覧会に伴う図録の編集にも携わってきた。展覧会図録には、展覧会に出品される作品以外に展覧会のテーマや作品に関する論考を収録し、そこには展示されなかった作品の図版を掲載することも多い。また、展覧会図録は、通常の商業出版物に比べると、発行部数が少ない場合が多

「<sup>ひきだし</sup>黒」の茶碗を出す<sup>あらかわとよぞう</sup>荒川豊蔵。  
1200 度を超えた窯から引き出して急冷させると、真<sup>かま</sup>つ黒な茶碗となる。1965年（昭和40）。撮影 土門 拳

『「週刊」人間国宝』23（工芸技術・陶芸5） 東京：朝日新聞社、2006.11 p.12 に掲載

い。

一つの例として、大英博物館で 2007 年に開催された **Crafting Beauty in Modern Japan** (「わざの美」展)<sup>1</sup> という展覧会を担当した時の経験を紹介したい。この展覧会では、主要なテーマの一つとして陶磁器がとりあげられ、陶磁器の歴史や技法についての解説は欠かせない内容だった。そこで、ここに情報を掲載した写真(カラー)を展覧会場で展示したいと考えた。重要無形文化財保持者(通称「人間国宝」)の荒川豊蔵が窯で陶磁器を焼いているこの写真は、陶磁器を作成するための道具、窯の様子、技法などを明瞭に示している。そこでこの写真を展示物解説のための資料として使用したいと考えたのである。ところが、これを撮影したのが土門拳という著名な写真家だったため、この写真は資料としてではなくアート作品として位置づけられていることがわかった。しかも写真家が故人であったことから、著作権の交渉は現役作家の著作物以上に難しい問題があった。

この写真はかつて朝日新聞社に掲載されたものだったことから、同社に助言を求めた。そしてその助言に従い、土門拳記念館に連絡を取り、親切に対応していただいた。ところが問題は掲載料であった。写真展示および図録掲載について、大きさなど詳細な計画書を提出したところ、掲載料は 5 万円から 10 万円程度という返事をいただいた。学術目的の展示・出版であるという趣旨をさらに詳しく説明し、割引をお願いした。料金の支払いについても、海外からの場合は、外国為替や送金手数料など国内から支払うよりもさらに割高になる。

先方からはまた使用条件として、展示風景の写真を送るとともに、展示終了後は写真パネルを土門拳記念館に送付することを要求して

---

<sup>1</sup> 「わざの美：伝統工芸の 50 年」大英博物館、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、社団法人日本工芸会、国際交流基金主催。

きた。

さらに言葉の壁という問題もある。大英博物館のような大きな組織が展覧会を企画する場合、博物館から日本側へ連絡する際は、機構上どうしても英語になってしまう。また、展覧会の企画段階では展示品以外に資料として何が使えるか、また使える可能性があるものは何かなどを手探り状態で検討していきながら、徐々に展示内容を決めていく。この土門拳の写真の場合は、これを展示に使用するかどうかが未確定の段階から交渉を開始する必要があったため、非常に困難な状況であった。先方には英語での連絡といった言葉の問題もあったかもしれないが、許可がおりるまでに時間がかかるのも大きな難点である。開会に合わせた日程での準備作業のもと、掲載したい各作品の許可に遅れが生じると後に予定している作業にまで影響が波及していくことになる。結局のところ、大英博物館はこの写真の使用を断念せざるを得なかった。

「わざの美」展では朝日新聞に掲載された荒川豊蔵の写真を資料として展示する計画だったため、著作権所持者である土門拳記念館からの許可のほか、朝日新聞社からの転載許可も必要だった。さらには、被写体である荒川豊蔵先生からの許可も必要だった。偶然にも当時私は日本に滞在していたため、このような著作権に関わる交渉も、機敏に対応することができたが、日本にいなかったとしたら難渋していたと思われる。

以上の例は著作権以外にも、肖像権や所有権が関わってくる例として挙げた。

もう一つ問題としてとり上げたい点は、展覧会図録の定義である。イタリアの国際展にかかわった例を紹介したい。この展覧会に際して刊行を予定していた出版物は、その準備段階で図録のグラすら見せてもらえなかった。私は、通常の展覧会図録として、著作権の許諾を申請していた。アメリカでは展覧会図録への掲載であれば、商業出版物での利用より掲載料が安いのが一般的である。それは、図

録が学術資料とみなされ、美術書ではないからである。ところが、この展覧会の開会直前にできあがってきた出版物は、非常に美しい「書籍」だった。展覧会図録のための画像使用と申請した著作物を、図録ではない「書籍」に掲載することはできない。展覧会に際して刊行された出版物を、単純に図録と見なすことはできない。この点に関しても、準備段階から注意を要する。

最後に画像の質、写真の質も検討する必要がある。良質なデジタル・データを確実に得ることが難しいため、イギリスでは通常写真の原版としてポジフィルムを使用する。しかしながら、せっかく掲載許可を得ても、送られてくる写真が20年程前に撮影されたような変色・退色してしまっている写真という場合もある。逆に、現役作家の作品の場合は、画像の質などについて直接作家と相談でき非常に助かったという経験もある。

以上、私が展覧会の準備・図録作成にあたって直面した問題点や、経験談をとりとめもなく述べてきたが、私以外にも多くの研究者が抱える問題でもあると思う。これらを体系化し、整然とした形で対応できるような体制が整備されていくことを期待している。